

# 奈良工業高等専門学校教育支援センター規程

平成30年 3月27日制定

令和 6年 3月14日改正

## (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に教育支援センター（以下「センター」という。）を置く。

## (目的)

第2条 センターは、教育・研究に資するため、広く学術情報等を収集・管理し、本校の教職員及び学生に対してその情報を提供するとともに情報・ネットワークインフラを通じた教育支援並びに実験・実習等での教育に係る共同利用機器の整備と運営を行うことを目的とする。

## (施設)

第3条 センターに、次に掲げる施設を置く。ただし、各施設における情報・ネットワークインフラの計画及び維持管理については、本校情報システム統括室規程（令和6年3月14日制定）に定める情報システム統括室が担当する。

- 一 図書館（図書閲覧室含む）
- 二 ラーニングcommons
- 三 FABスペース
- 四 大視聴覚室
- 五 機械実習工場エリア（ものづくり実験実習棟）
- 六 起業家工房

## (業務)

第4条 センターは、第2条の目的を達成するため次の業務を行う。

- 一 センターの業務計画及び管理運営に関すること
- 二 学術情報等の収集とその管理運用に関すること
- 三 実験・実習等での教育用共同利用機器の運用に関すること
- 四 センターの利用計画、総括及び連絡調整に関すること
- 五 その他目的達成に必要な事項に関すること

## (組織)

第5条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教務主事
- 二 センター長
- 三 副センター長（図書担当）
- 四 副センター長（教育共同利用機器担当）
- 五 情報システム統括室長
- 六 センター員

- 七 教育研究支援室技術長
- 八 学生課長
- 九 教務主事が指名する技術職員
- 十 学生課長が指名する事務職員

(センター長)

第6条 センター長は、専任教員のうちから校長が指名する。

2 センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 校長が必要と認めるときは、教務主事がセンター長を兼務することを妨げない。

(副センター長)

第7条 副センター長（図書担当）及び副センター長（教育共同利用機器担当）は、相互に連携しセンター長を補佐するとともに、それぞれ次の各号に掲げる事項の主担当として任にあたる。

- 一 副センター長（図書担当） 図書館に関する事項
- 二 副センター長（教育共同利用機器担当） F A Bスペース、機械実習工場エリア（ものづくり実験実習棟）及び起業家工房に関する事項

2 第5条第三号及び第四号に定める副センター長は、専任教員のうちから教務主事が指名する。

3 副センター長の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の副センター長の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長が副センター長を兼務することを妨げない。

(センター員)

第8条 第5条第五号に定めるセンター員は、本校教務委員会規程（昭和42年12月21日制定）第3条第二号に定める教務主事補及び同条第四号に掲げる一般教科及び専門各学科から選出された教務委員会委員をもって充てる。

(運営委員会)

第9条 本校にセンター運営委員会（以下「委員会」という。）を置き、センターの管理・運営に関する次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 センターの業務計画に関する事
- 二 センターの保守管理に関する事
- 三 センターの予算に関する事
- 四 学術情報の収集及び提供に関する事
- 五 図書の選定及び読書指導に関する事
- 六 研究年報の刊行に関する事
- 七 実験・実習等での教育用共同利用機器の運用に関する事
- 八 情報システム統括室との共同及び連携に関する事
- 九 その他委員会が必要と認めた事項

2 委員会は、第5条の組織をもって構成し、構成員10分の7以上の出席をもって成立

する。

- 3 委員会の委員長は、センター長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を招集してその議長となる。
- 5 委員長に事故あるときは、第5条第三号及び第四号に定める副センター長のいずれかが、その職務を代理する。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 センターの事務は、学生課で行う。

(雑則)

第11条 図書の閲覧に関する規程は、別に定める。

第12条 この規程に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校情報メディア教育センター規程(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この規程は、令和2年5月14日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年9月3日から施行し、令和2年9月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校教育支援センター運営委員会規程(平成30年3月27日制定)は、廃止する。